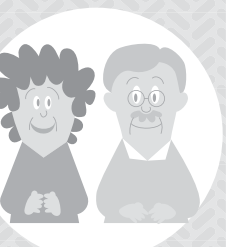


後期高齢者医療制度

平成24年度

保険料額が

決まりました



平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書（以下、決定通知書）を7月13日に送付します。保険料に関する案内リーフレットも同封していますので、ご覧ください。

【問合せ先】高齢者医療保険課

※市外局番は0798

▷保険料について（35・3110）

▷被保険者証・減額認定証について（35・3154）

被保険者証は7月下旬に送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証（以下、保険証）を送付しますので、8月1日から新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

8月以降の一部負担金の割合は、下表のとおりです。同一世帯内の被保険者の平成24年度の住民税課税所得（23年中の所得により算出）をもとに決定します。

▶負担割合の判定方法

割合	判定基準
1割負担	同一世帯に住民税課税所得が145万円未満の後期高齢者医療被保険者のみの場合
3割負担	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者が1人でもいる場合

▶基準収入額適用申請書を送付

住民税課税所得をもとに3割負担と判定された人のうち、下表の基準収入額に満たない人は、申請により1割負担となります。1割負担の対象になる可能性のある人に、基準収入額適用申請書を送付しています。提出していない人は、8月31日までに返送してください。

▶基準収入額

- 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合…被保険者の収入383万円
- 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が複数の場合…被保険者全員の収入合計520万円
- 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人（収入383万円以上）で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の人の収入合計520万円

※世帯状況の異動や所得の変化などにより、随時変更されることがあります

保険料の計算方法

保険料は被保険者一人ひとりが負担します。保険料額は平成23年中の所得に応じて計算し、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」との合計額です。なお、最高限度額は年額55万円（前年度比5万円増）です。↓下図参照。

●保険料の計算方法

均等割額 4万6003円	+	所得割額 平成23年中の 基準総所得金額(*) × 9.14 / 100
= 平成24年度年間保険料 (最高限度額55万円)		

※基準総所得金額とは、総所得金額等（収入額－控除額）から基礎控除(33万円)を差し引いた金額をいいます。ここでいう控除額とは、公的年金等控除や給与所得控除、事業所得における必要経費などのことをいい、所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は含みません

納付方法について

保険料は特別徴収（年金からの徴収）または普通徴収（納付書や口座振替での支払い）で納付します。納付方法については、決定通知書に記載しています。

◆特別徴収

原則として、保険料の納付方法は特別徴収です。ただし、特別徴収の対象となる年金額が年額18万円未満の場合や、同一月に徴収されると見込まれる介護保険料と後期高齢者医療保険料

との合計額が、当該月に支払われる対象年金額の2分の1を超える場合などは、普通徴収となります。なお、平成23年度は特別徴収であっても、24年度は普通徴収に切り替わる場合があります。また、市が認めた場合には、申し出により納付方法を口座振替に変更することもできます。

◆普通徴収

特別徴収の要件を満たさない人、年度途中で75歳になった人や転入などの理由によりすぐに特別徴収ができない人などが対象です。決定通知書に添付している納付書で支払ってください。支払いは、原則7月〜来年度の各月（9回）です。口座振替日は、原則として7月〜来年度の各月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）で、24年度の最初の振替日は7月31日です。一括振替日も7月31日になります。なお、23年度は普通徴収であっても、24年10月から特別徴収に切り替わる場合があります（該当者は決定通知書に記載）。

保険料の軽減・減免

保険料の軽減

以下の要件に該当する人は、平成23年中の所得に応じて24年度の保険料が軽減されます。

- 所得の低い人
- 「均等割額」同一世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない人も含む）の軽減判定所得の合計額が左表の基準を下回る場合、均等割額が軽減されます。所得が未申告の人には簡易申告

《軽減判定早見表》

軽減判定所得は、基準総所得金額とは異なります。専従者支払控除、土地等の譲渡所得の特別控除は適用されません。また、専従者給与は算入しません。65歳以上の人の公的年金所得については、年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

軽減割合	8.5割軽減 (※1)	5割軽減	2割軽減
被保険者数			
世帯主が被保険者の世帯			
1人	33万円以下	-	68万円以下
2人		57万5000円以下	103万円以下
3人		82万円以下	138万円以下
4人		106万5000円以下	173万円以下
世帯主が被保険者でない世帯			
1人	33万円以下	57万5000円以下	68万円以下
2人		82万円以下	103万円以下
3人		106万5000円以下	138万円以下
4人		131万円以下	173万円以下

(※1) 8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員の各所得（年金収入の場合は、控除額を80万円として計算）が0円の場合、9割軽減になります

保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得が著しく減少したとき、世帯の他の被保険者や世帯主が死亡したことにより世帯の所得が軽減判定基準額以下になるときなどは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

保険料ご質問コーナー

市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談に答えるため、次のとおり「保険料ご質問コーナー」を設けます。

【日程】7月17日(火)～24日(火)の午前9時～午後5時 ※土・日曜除く
【会場】市役所本庁舎2階252会議室



減額認定証を対象者に送付

世帯員全員が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）を提示することで、医療機関で支払う一部負担金が左表の世帯ごとの限度額となり、入院時の食事代も減額されます。減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証を提示している人は、8月1日までに返送してください。

負担割合と1カ月（月初～月末）の自己負担限度額など

区分	割合	自己負担限度額（1カ月）		入院時食事代の標準負担額（1食）
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並みの所得がある人	3割	4万4400円	8万1000円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
	一般	1割	1万2000円	4万4400円
市民税非課税世帯の人	1割	8000円	2万4600円	90日までの入院…210円 90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)…160円
			1万5000円	100円

※低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円の人▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人
※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人ごとの限度額は、75歳の誕生日に限り2分の1になります